

1 会議の公開・非公開及び委員の個人情報の取扱いについて

① 会議等の公開・非公開の取扱いについて

ア 会議の公開又は非公開について

会議自体を公開にするか非公開にするかは、米沢市情報公開条例第24条で公開するとしています。ただし、審議内容に個人情報等が含まれる場合や、公開することで公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合は、委員会の決定により非公開にすることもできます。

イ 会議録等の開示又は不開示について

委員会の会議録等は公文書に該当し、米沢市情報公開条例第7条で開示しなければならないとしています。不開示にできるのは、個人情報など第7条各号で定められた内容のもので、合理的な理由のある必要最小限の情報に限られます。

※ 参考(米沢市情報公開条例の抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(会議の公開)

第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。

② 委員の個人情報の取扱いについて

委員の個人情報は、米沢市個人情報保護条例の規定により保護されています。

ただし、他の行政機関や市民等から「市がどのような委員からの御意見を受けて対策計画の策定をしているのか」などの情報提供の依頼があった場合には、委員の個人情報の一部を提供させていただきたいと考えております。

依頼があった場合に提供する委員の個人情報の内容

対 象	検討委員会名簿及び名簿外情報の一部
内 容	委員の氏名、所属団体での役職名及び連絡先
提供先	国の機関及び地方自治体、関係団体、市民、報道機関

(例) 委員名簿がほしいのですが。

→ 名簿（氏名、所属団体、役職名のみ）を提供します。

(例) ○○委員の肩書きを教えてください。

→ 名簿の範囲で提供します。

(例) ○○委員の連絡先を教えてください。

→ 委員の承諾を得てから、承諾された内容のみを提供します。

※ 参考(米沢市個人情報保護条例の抜粋)

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を利用目的以外の目的のために、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 当該実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合で、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 国等にその所掌する事務又は事業の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合で、当該事務又は事業の性質上当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、個人情報の提供を受けるものの当該個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、そのものが当該個人情報を利用することが公益上特に必要であり、かつ、やむを得ないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の提供を行う場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画検討委員会の役割について

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画検討委員会設置要綱第2条において、委員会の所掌事務について以下のとおり定められています。

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画(同法第4条第1項に規定する「都市計画」をいう。以下同じ。)に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく本市の立地適正化計画の策定に関し専門的な検討を行うため、米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する知識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員は、委員会が前条の規定により都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し意見を述べたときをもって解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(平28告示86・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第86号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第69号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○都市計画法（抜粋）

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

○都市再生特別措置法（抜粋）

(立地適正化計画)

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

3 米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画の策定について

(1) 概要

現都市計画マスタープラン（平成12年度～平成32年度（平成25年度見直し））の計画期間終了に伴い、これを更新すると共に、当該プランの一部となる立地適正化計画を新たに策定するものです。

策定完了予定：平成31年度（策定期間2カ年）

(2) 各計画について

計画名	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
根拠法令	都市計画法（第18条の2）	都市再生特別措置法（第81条）
概要	市の都市計画に関する基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設（医療、福祉、商業等）の立地の適正化を図るための計画
対象区域	米沢市全域	都市計画区域全域
主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの理念、目標、方針 ・目指すべき都市の骨格構造 ・全体構想 （都市像、課題に対応した整備方針） ・地域別構想 （地域像、実施されるべき施策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの理念、目標、方針 ・目指すべき都市の骨格構造 ・居住や都市機能を誘導する区域 ・これらを誘導するための施策 ・定量的な目標値
計画期間	20年（概ね10年で見直し）	20年（概ね5年毎に評価）
支援策	-	計画策定（内容が整っていると国の確認を受けたもの）を条件に官民間わず申請可能な補助事業多数（都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業等）
その他	-	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導区域外の誘導施設の開発及び誘導区域内の誘導施設の廃止等に対する届出制度 ・都市計画マスタープランの一部とみなすことが可能

(3) 背景と目的

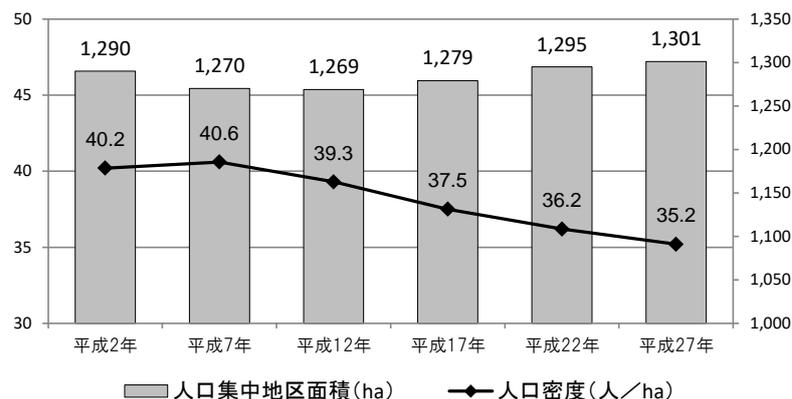
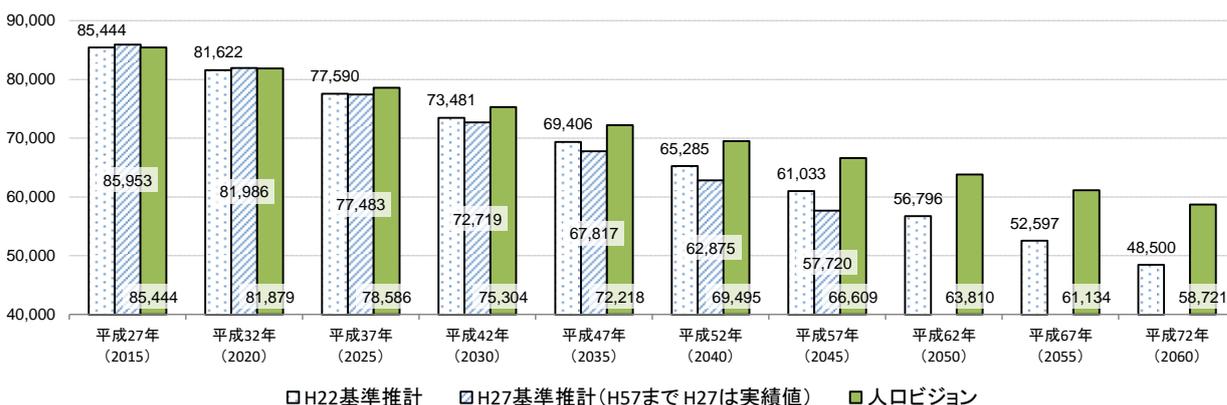
多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。また、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足できなくなることが懸念されます。

このような中、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進するためには、都市の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導しながら、それらと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の取組が重要です。

こうした背景を踏まえて、国では、より具体的な施策を推進するために、平成26年に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を創設し、省庁横断的な枠組みも活用しながら、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化など取組を進めており、その結果、立地適正化計画の裾野は着実に拡大しています。

本市においても、多くの地方都市と同様の課題を抱えつつある状況にあるものと考えられます。コンパクトな都市構造への転換は中長期的な時間軸で臨む必要があるものですが、他方で、今後急激な人口減少が見込まれる状況においては、その取組への着手は急務であるとも考えられます。これらの状況を踏まえ、都市機能の再構築を図り、市街地の人口密度を保ち、持続可能な都市経営を実現するため、平成32年に計画期間の終了を迎える「米沢市都市計画マスタープラン」を更新すると共に、これにあわせて「米沢市立地適正化計画」を策定するものです。

(国立社会保障・人口問題研究所及び米沢市人口ビジョンの人口推計)

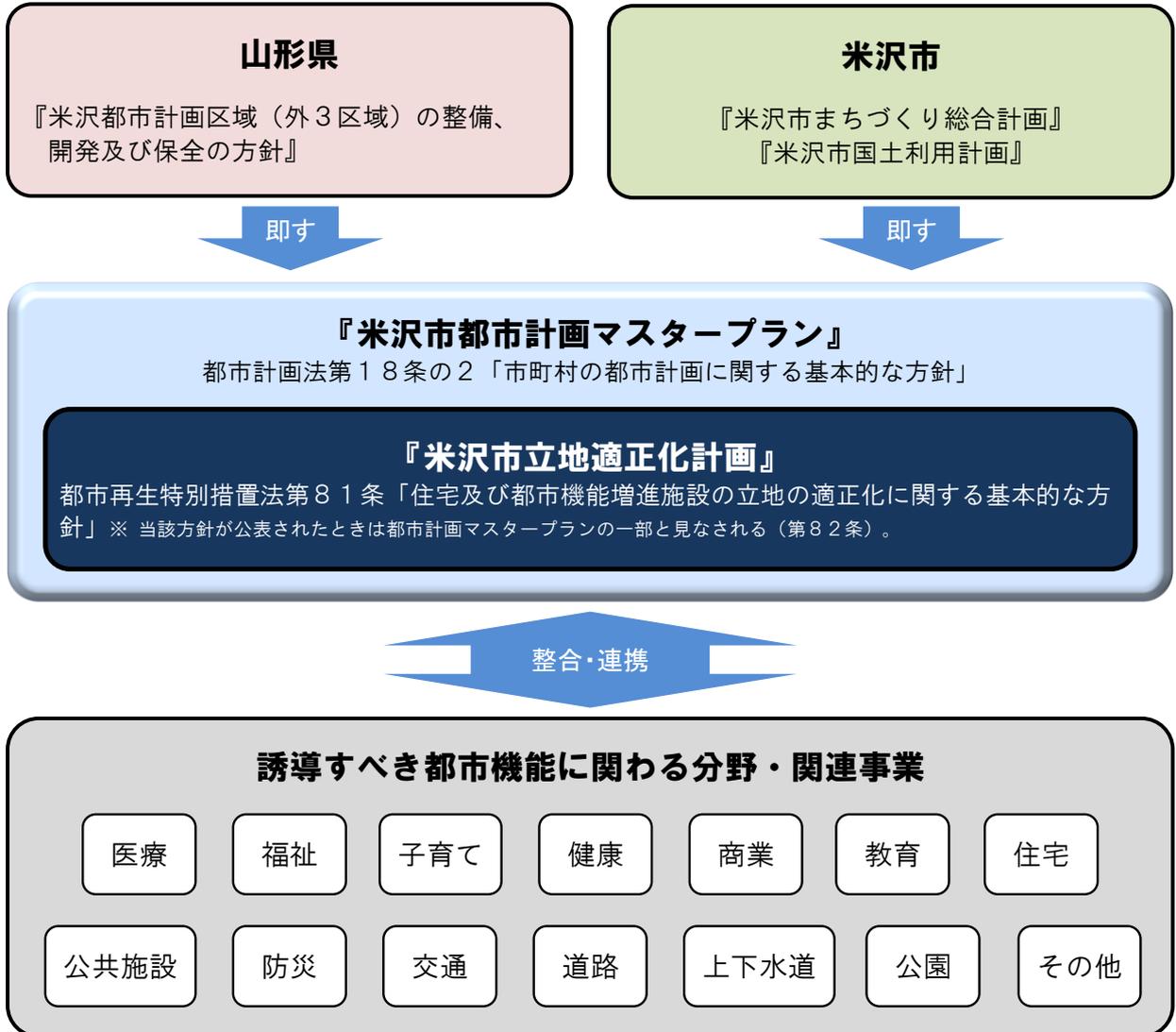


(人口集中地区の変遷)

※人口集中地区
人口密度が4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域

(4) 計画の位置付け

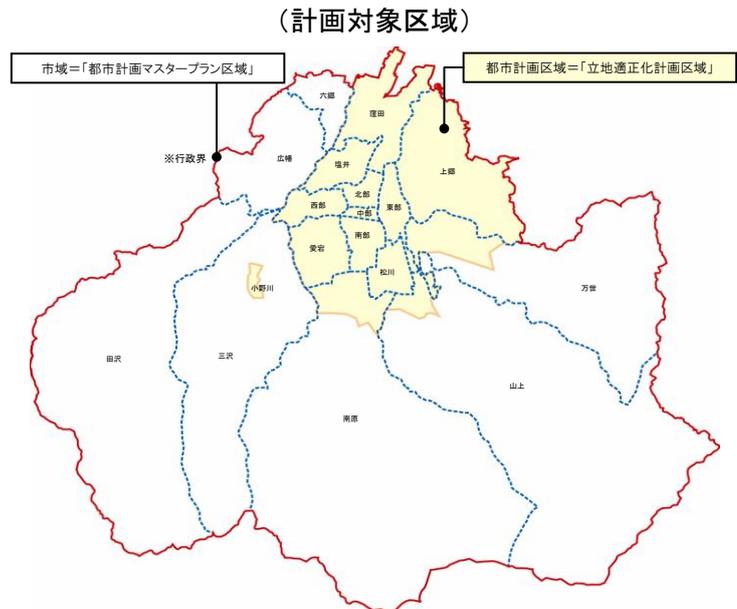
「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」は、「米沢市まちづくり総合計画」及び、山形県が策定する「米沢都市計画区域（外3区域）の整備、開発及び保全の方針」に即するものとし、また、誘導すべき都市機能に関わる分野や関連事業に関する諸計画との整合・連携が図られるよう配慮するものです。



(5) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、行政区域 54,851ha の約 16% を占める都市計画区域 8,830ha が基本となりますが、市全体として一体的な都市づくりを進めるという観点から、都市計画区域外の区域を含め、市域全体を対象とします。

また、立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条において、都市計画区域内とされており、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域とします。



(都市計画区域の指定状況)

項目	行政区域	都市計画区域		
		用途地域	用途地域外	計
面積 (ha)	54,851	2,337	6,493	8,830
構成比 (%)	100.0	4.3	11.8	16.1

※ 都市計画区域の指定 当初決定 昭和 8 年 5 月 10 日
最終決定 昭和 47 年 11 月 10 日

(6) 計画期間

「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」共に、長期的な都市の在り方を定めるものであることから、計画期間を 20 年間の 2039 年（平成 51 年）までとします。

なお、「都市計画マスタープラン」については、中間年次を 10 年と設定し、社会経済情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

また、「立地適正化計画」については、都市再生特別措置法第 84 条において、概ね 5 年ごとに評価を行うよう努める旨が規定されており、これに沿うものとします。

(計画期間の設定)

計画期間	2020 年（平成 32 年）～2039 年（平成 51 年）
中間年次または評価時期	
都市計画マスタープラン	2029 年（平成 41 年）
立地適正化計画	概ね 5 年ごと

(7) 計画の構成

計画の構成は前回策定時を基本とした項目に立地適正化計画を加えた以下のとおりとします。なお、検討の内容に応じて、随時変更していきます。

① 現状と課題

- ア 社会構造の推移、都市施設等の整備状況
- イ 住民意向調査
- ウ 主要な課題
- エ 関連計画の整備目標

② 全体構想

- ア 都市づくりの理念と基本目標
- イ 基本フレームと計画体系図

③ 全体整備構想

- ア 将来フレームの設定
- イ 分野別方針（土地利用、市街地の整備、都市施設の整備、都市環境形成等）

④ 立地適正化計画

- ア 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- イ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定
- ウ 誘導施設の設定

【参考】立地適正化計画に定めるべき事項（都市再生特別措置法第81条第2項から抜粋）

- 1 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 4 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 5 第2号若しくは第3号の施策又は全号の事業等の推進に関連して必要な事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

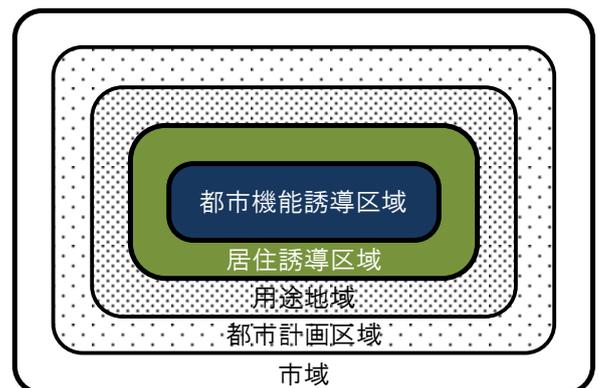
⑤ 地区別整備構想

- ア 地区の特性と課題の把握
- イ 地区別整備構想

⑥ 実現化の方策

⑦ 目標値・評価方法の設定

(区域のイメージ図)



(8) 計画策定の体制

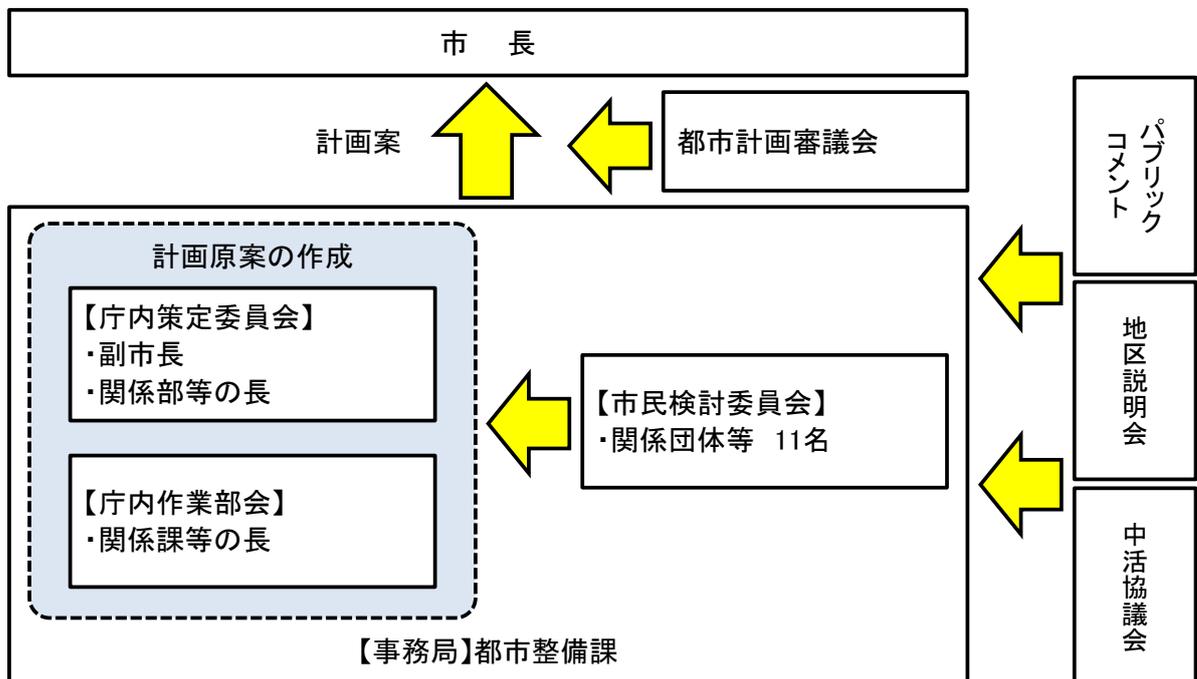
① 外部検討体制

- ・ 市民検討委員会（米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画検討委員会設置要綱）
米沢市地区委員会、米沢市医師会、米沢市社会福祉協議会、米沢市保育会、米沢商工会議所、山形おきたま農業協同組合、山形県バス協会、山形県宅地建物取引業協会、山形県置賜総合支庁、学識経験者（米沢市中心市街地活性化協議会）、公募（11名・順不同・法人格省略）

② 庁内検討体制

- ・ 策定委員会（米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画策定委員会事務取扱）
副市長、総務部長、企画調整部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、市立病院事務局長、教育委員会教育管理部長、教育委員会教育指導部長
- ・ 作業部会（米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画策定委員会事務取扱第5条）
財政課長、総合政策課長、地域振興主幹、環境生活課長、社会福祉課長、こども課長、健康課長、高齢福祉課長、商工課長、農林課長、土木課長、都市整備課長、建築主幹、下水道課長、市立病院総務課長、教育総務課長、社会教育・体育課長、文化課長、学校教育課長、農業委員会事務局長

(策定体制図)



(10) 重要検討事項

計画策定に当たっては、特に次の点について重要な検討項目と想定しています。

○まちづくりの方針

持続可能なまちづくりを行っていくという計画策定上の大前提となります。「どんな課題を解決し、どのようなまちづくりを行っていくか」を具体的にすることで、誘導施設や関連施策にも大きく関わる重要な項目です。

○居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定

過去にはなかった新たな「線引き」を加えるため、直接的な規制は伴わないものの、ある程度の反発も予想されます。説得力をもって説明責任が果たせるよう根拠を明確にすることを前提に、慎重な検討を行う必要があります。

○誘導施設の設定

計画公表後に実施される届出制度の対象となることを踏まえつつ、まちづくりの方針に対応する形で設定する必要があります。

○実現化の方策

課題の抽出・分析作業と併せて、関連する計画や関係施策を整理し、加えて必要となる事業の検討などについて調整する必要があります。事業によっては、立地適正化計画の策定を条件として受けることができる支援策もあり、これとも並行して検討する必要があります。

また、実現化の方策は、計画の達成度にも直接影響するため、重要です。

(11) 直近の作業

直近では以下の作業を行います。

- ① 関連する計画や関係施策、各分野の施設の立地の動向等の調査
文書依頼、ヒアリング等により、関係課等に調査を行います。
- ② 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
人口、土地利用の状況、交通、経済活動、地価、ハザード等の情報を収集、都市全体（マクロ）及び地域別（ミクロ）で分析し、課題を明確化します。
- ③ 市民アンケート調査の実施
都市計画マスタープラン策定時及び更新時にアンケート調査を実施しており、これらの設問をベースにして今回も実施します。
- ④ 分析作業
①②③の調査結果に基づき分析作業を行い、まちづくり方針（ターゲット）や都市の骨格構造等の検討に結びつけます。